

## 糖尿病治療薬等の適用外使用に関連した注意喚起の取組

令和5年9月20日

医政局総務課

医政局地域医療計画課 医療安全推進・医務指導室

# 医療広告規制の概要

## 広告規制の対象範囲

誘引性、特定性で判断

広告に該当  
するか否か

### 該当しない

- ※ 学術論文、学術発表  
新聞や雑誌等での記事  
院内掲示、院内で配布するパンフレット 等

※ 本全体像については、概要を説明するもので、それぞれの対象については例示である。

### 医療広告の規制対象外

### 該当する

- ※ 医療機関のホームページ 等

### 医療広告の規制対象

## 医療広告規制の概要

- 医業等に関する広告をするにあたっては、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の5により、広告禁止の対象となる内容が規定されており、基準に適合するものでなければならないこととされている（①）。
- また、医療広告規制においては、患者等の利用者保護の観点から、広告可能な事項を診療科名や医療機関の名称などに限定しており、それら以外の広告については原則禁止している（②）。

### ①法令に基づき禁止されている広告

- **虚偽の広告**をしてはならない（法第6条の5第1項）
- 他の病院又は診療所と**比較して優良である旨の広告**をしないこと（法第6条の5第2項第1号）
- **誇大な広告**をしないこと（法第6条の5第2項第2号）
- **公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告**をしないこと（法第6条の5第2項第3号）
- 患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、**治療等の内容又は効果に関する体験談の広告**をしてはならないこと（医療法施行規則第1条の9第1号）
- 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある**治療等の前又は後の写真等の広告**をしてはならないこと（医療法施行規則第1条の9第2号）

### ②ウェブサイト等による広告の場合の例外

- 医療機関のウェブサイト等に限っては、一定の要件（限定解除の要件）を満たせば、広告可能事項以外の広告に関する限定解除を可能としている。

（例）国内未承認の医薬品等を用いた自由診療の限定解除の要件  
未承認薬医薬品等であることの明示、入手経路等の明示 国内の承認  
医薬品等の有無の明示、諸外国における安全性等に係る情報の明示等

（平成29年の法改正により広告規制の対象をウェブサイトにまで拡大した際に、医療機関のウェブサイト等への掲載を一律に禁ずると、例えば、難病や悪性腫瘍の患者が、海外では承認されているが国内未承認の治療薬等、患者が知りたい治療に関する必要な情報が入手できなくなる懸念があるとの指摘が医療関係団体や患者団体からなされた。）

限定解除がなされた場合であっても、①に記載した禁止事項に抵触する広告をしてはならない。

# 広告可能事項の限定解除について

## 考え方

- 患者が自ら求めて入手する情報については、適切な情報提供が円滑に行われる必要がある。



## 対応

- 「医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合」は、下記の①～④のいずれの要件も満たす場合と整理し、省令に規定する。ただし、③及び④については自由診療について情報を提供する場合に限る。
  - ① ウェブサイトのように患者等が自ら求めて入手する情報であり、医療機関や医療機関に所属する医師等が自らの医療機関について、医療に関する適切な選択に資する情報を提供しようとするものである場合
  - ② 当該情報について、問い合わせ先の記載等により内容について容易に照会が可能となっている場合
  - ③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること
  - ④ 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

# 広告可能な事項について

(医療法第6条の5第3項各号、医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)(広告告示)、医療広告ガイドラインより作成)

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 診療科名
- ③ 名称、電話番号、所在の場所を表示する事項、管理者の氏名
- ④ 診療日又は診療時間、予約による診療の実施の有無
- ⑤ 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院等(例:特定機能病院)
- ⑥ 医療法第5条の2第1項の認定を受けた医師である場合には、その旨
- ⑦ 地域医療連携推進法人の参加病院等である旨
- ⑧ 病院等における施設、設備に関する事項、従業者の人員配置
- ⑨ 医師等の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴、厚生労働大臣が定めた医師等の専門性に関する資格名
- ⑩ 医療相談、医療安全、個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置、病院等の管理又は運営に関する事項
- ⑪ 紹介可能な他の医療機関等の名称、共同で利用する施設又は医療機器等の他の医療機関との連携に関すること
- ⑫ ホームページアドレス、入院診療計画等の医療に関する情報提供に関する内容等
- ⑬ 病院等において提供される医療の内容に関する事項※1
- ⑭ 手術、分娩件数、平均入院日数、平均患者数等、医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定める事項
- ⑮ その他①～⑭に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの※2

※1 検査、手術、治療方法については、保険診療、評価療養、患者申出療養及び選定療養、分娩、自由診療のうち、保険診療等と同一の検査等、自由診療のうち、医薬品医療機器等法の承認等を得た医薬品等を用いる検査等

※2 健康検査の実施、予防接種の実施、外部監査を受けている旨等

# 医療広告ガイドラインQ&A①

Q2-13 未承認医薬品、医療機器を用いた治療については、広告可能でしょうか。  
(P.10,25-26,32-33)

A2-13

わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）において、承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器（以下「未承認医薬品等」という。）を用いた治療について、限定解除の要件を満たしたと判断される場合には、広告可能です。

ただし、国内で承認されていない未承認医薬品等を自由診療に使用する場合は、医療広告ガイドラインに記載された限定解除の要件として、具体的には、以下のような内容を含む必要があります。

**（未承認医薬品等であることの明示）**

- ・ 用いる未承認医薬品等が、医薬品医療機器等法上の承認を得ていないものであることを明示すること。

# 医療広告ガイドラインQ&A②

※前頁からの続き

## (入手経路等の明示)

- ・医師等の個人輸入による未承認医薬品等を用いる場合は、その旨を明記すること。  
また、同一の成分や性能を有する国内承認された医薬品等があり、その効能・効果で用いる場合であっても、入手経路について明示すること。個人輸入等により入手した場合は、その旨を明示すること。合わせて、厚生労働省ホームページに掲載された「個人輸入において注意すべき医薬品等について」のページを情報提供すること。

## (国内の承認医薬品等の有無の明示)

- ・同一の成分や性能を有する他の国内承認医薬品等の有無を記載し、その国内承認医薬品等に流通管理等の承認条件が課されている場合には、その旨を記載すること。

## (諸外国における安全性等に係る情報の明示)

- ・当該未承認医薬品等が主要な欧米各国で承認されている場合は、各国の添付文書に記載された重大な副作用やその使用状況(承認年月日、使用者数、副作用報告等)を含めた海外情報についても、日本語で分かりやすく説明すること。
- ・主要な欧米各国で承認されている国がないなど、情報が不足している場合は、重大なリスクが明らかになっていない可能性があることを明示すること。

# 医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書(第2版)

## 3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について (22) 医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除

前提	承認の有無	「承認された効能・効果」と異なる目的の使用
わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器を用いて治療について、「承認された効能・効果」と「入手経路等」に関する承認医薬品等の有無「諸外国における安全性等に関する情報」を明示する必要がある。本頁では、右の未承認医薬品等の事例を示している。	未承認医薬品等 (医薬品・医療機器)	他の国内承認医薬品等 必要 他の承認された医薬品等の情報を明示 必要(他の承認された医薬品等の情報を明示) 承認と異なる目的での使用 必要(承認された効能・効果と異なる目的での使用) 承認された目的 必要

### 未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要な通常の限定解除要件を満たす記載しかされておらず、医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たしていない。

### 事例 承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を用いた治療方法

#### 美容注射：プラセンタ注射 (〇〇 (作成者注：既承認の医薬品の販売名))

**解説**  
承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を使用しているにもかかわらず「医薬品の承認」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に関する情報」が記載されていない

**治療方法と治療回数**  
治療方法：アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射することにより〇〇(効果)を図ります  
治療回数：週1回～2週間に1回が平均的な回数です。

#### リスクと副作用について

**リスク：内出血**  
プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまう内出血を引き起こしてしまふリスクがあります。本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原体の感染は完全には否定できません。

**副作用：下記症状が出る場合があります**  
過敏症・頭痛・肝機能障害・出血ができません

手術名	金額
プラセンタ注射	2,500円/本

### 未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要な通常の限定解除要件のほかに、未承認医薬品等の要件を十分に記載する必要があります。※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構成や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

#### 美容注射：プラセンタ注射 (〇〇 (作成者注：既承認の医薬品の販売名))

**治療方法と治療回数**  
治療方法：アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射することにより〇〇(効果)を図ります  
治療回数：週1回～2週間に1回が平均的な回数です。

手術名	金額
プラセンタ注射	2,500円/本

**リスクと副作用について**  
リスク：内出血  
プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまう内出血を引き起こしてしまふリスクがあります。本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原体の感染は完全には否定できません。

**副作用：下記症状が出る場合があります**  
過敏症・頭痛・肝機能障害・出血ができません

#### ※ヒト胎盤抽出物(プラセンタ)について

**未承認医薬品等(異なる目的での使用)**  
ヒト胎盤抽出物(プラセンタ)は、医薬品医療機器等法において、「慢性肝疾患における肝機能の改善」の効能・効果で承認されていますが、当院で行う美容目的での使用については国内で承認されていません。

#### 国内の承認医薬品等の有無

ヒト胎盤抽出物(プラセンタ)は、医薬品医療機器等法において、「慢性肝疾患における肝機能の改善」の効能・効果で承認されていますが、承認されている効能・効果及び用法・用量と当院での使用目的・方法は異なります。

#### 諸外国における安全性等に関する情報

現在重大なリスクは報告されておませんが、v C J D (変異型クローンフェルトヤコブ病)の伝播の理論的なリスクは否定できません。

## 未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要な通常の限定解除要件を満たす記載しかされておらず、医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たしていない。

## 事例 承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を用いた治療方法

### 美容注射：プラセンタ注射 (〇〇 (作成者注：既承認の医薬品の販売名))

**解説**  
承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を使用しているにもかかわらず「医薬品の承認」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に関する情報」が記載されていない

#### 治療方法と治療回数

治療方法：アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射することにより〇〇(効果)を図ります  
治療回数：週1回～2週間に1回が平均的な回数です。

#### リスクと副作用について

**リスク：内出血**  
プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまう内出血を引き起こしてしまふリスクがあります。本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原体の感染は完全には否定できません。

**副作用：下記症状が出る場合があります**  
過敏症・頭痛・肝機能障害・出血ができません

#### 費用※自由診療となります

手術名	金額
プラセンタ注射	2,500円/本

## 未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要な通常の限定解除要件のほかに、未承認医薬品等の要件を十分に記載する必要があります。※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構成や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abode.byyou.com

美容注射：プラセンタ注射 (〇〇 (作成者注：既承認の医薬品の販売名))

#### 治療方法と治療回数

治療方法：アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射します  
治療回数：週1回～2週間に1回が平均的な回数です。

#### 費用※自由診療となります

手術名	金額
プラセンタ注射	2,500円/本

#### リスクと副作用について

**リスク：内出血**  
プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまう内出血を引き起こしてしまふリスクがあります。本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原体の感染は完全には否定できません。

**副作用：下記症状が出る場合があります**  
過敏症・頭痛・肝機能障害

#### ※ヒト胎盤抽出物(プラセンタ)について

#### 未承認医薬品等(異なる目的での使用)

ヒト胎盤抽出物(プラセンタ)は、医薬品医療機器等法において、「慢性肝疾患における肝機能の改善」の効能・効果で承認されていますが、当院で行う美容目的での使用については国内で承認されていません。

#### 入手経路等

当院で使用しているヒト胎盤抽出物(プラセンタ)は、〇〇国△△社で製造されたものを当院で個人輸入しております。

#### 国内の承認医薬品等の有無

ヒト胎盤抽出物を一般名とする医薬品は国内で承認されていますが、承認されている効能・効果及び用法・用量と当院での使用目的・方法は異なります。

#### 諸外国における安全性等に関する情報

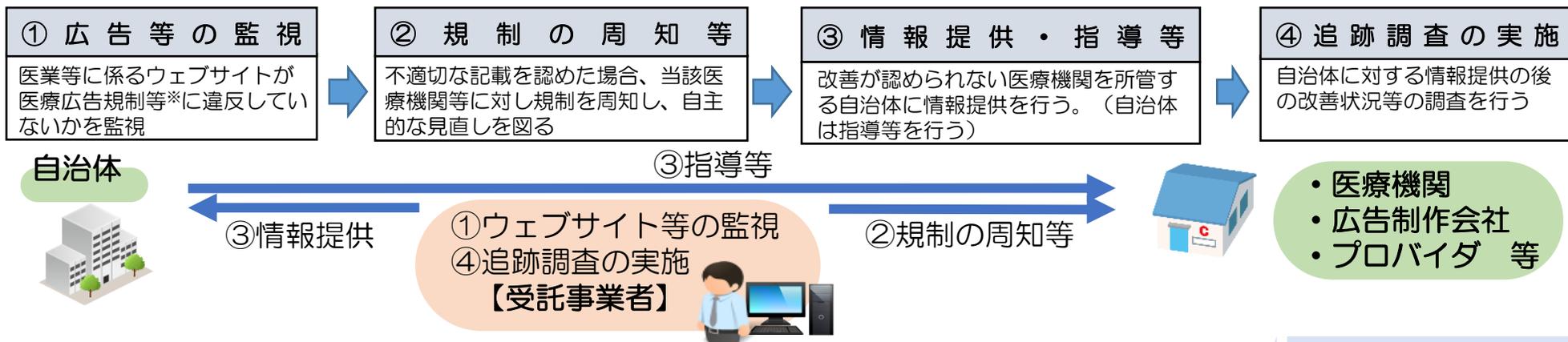
現在重大なリスクは報告されておませんが、v C J D (変異型クローンフェルトヤコブ病)の伝播の理論的なリスクは否定できません。

# 医業等に係るウェブサイトの監視指導体制強化

## 背景

医療機関のホームページに起因する美容医療サービスに関する消費者トラブルが発生し続けており、平成27年7月に消費者委員会より「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」がなされたこと等も踏まえ、平成29年度よりネットパトロールを実施することで対応。更に、平成30年6月の改正医療法施行後の医療法における広告規制の改正施行後の現状を踏まえ、全国一律の基準で運用できるよう監視指導体制の強化が必要。

## ネットパトロール事業



## 医療広告協議会のイメージ



協議結果は必要に応じ厚生労働省から通知・事務連絡等により、全国の都道府県等に周知することにより、全国的な統一を図る

平成30年6月の医療法改正施行に伴い、自治体での個別判断事例が増加しており、自治体間での指導内容の差異を解消する仕組みを構築する。

## 期待される効果

ウェブサイトの監視指導体制の強化により、自由診療を提供する医療機関等のウェブサイトの適正化につなげ、消費者トラブルの減少を目指す。

# ネットパトロールにおける分類別の傾向

## ○医療分野/違反種類別の違反数（2022年3月31日時点）

- 1 サイト平均で約4.6カ所の違反（847サイトにおいて合計3,886カ所の違反）が確認された。
- 特に「（5）広告が可能とされていない事項の広告」が最多であった。

	違反種類									合計	サイト数	1 サイト当 たりの 違反件 数
	(1) 内容が虚偽にわたる （虚偽広告）	(2) 他の病院又は診療所と 比較して優良である旨の 広告（比較優良広告）	(3) 誇大な広告（誇大広告）	(4) 公序良俗に反する内容の 広告	(5) 広告が可能とされてい ない事項の広告	(6) 患者等の主観に基づく、 治療等の内容又は効果に 関する体験談	(7) 治療等の内容又は効果につ いて、患者等を誤認させるお それがある治療等の前又は 後の写真等	(8) その他				
美容	50	47	115	0	1,917	68	262	126	2,585	450	5.7	
歯科	25	21	83	0	307	24	94	15	569	131	4.3	
がん	1	1	5	0	22	0	3	1	33	11	3	
その他	10	12	67	0	514	19	47	10	679	255	2.7	
合計	86	81	270	0	2,760	111	406	152	3,886	847	4.6	

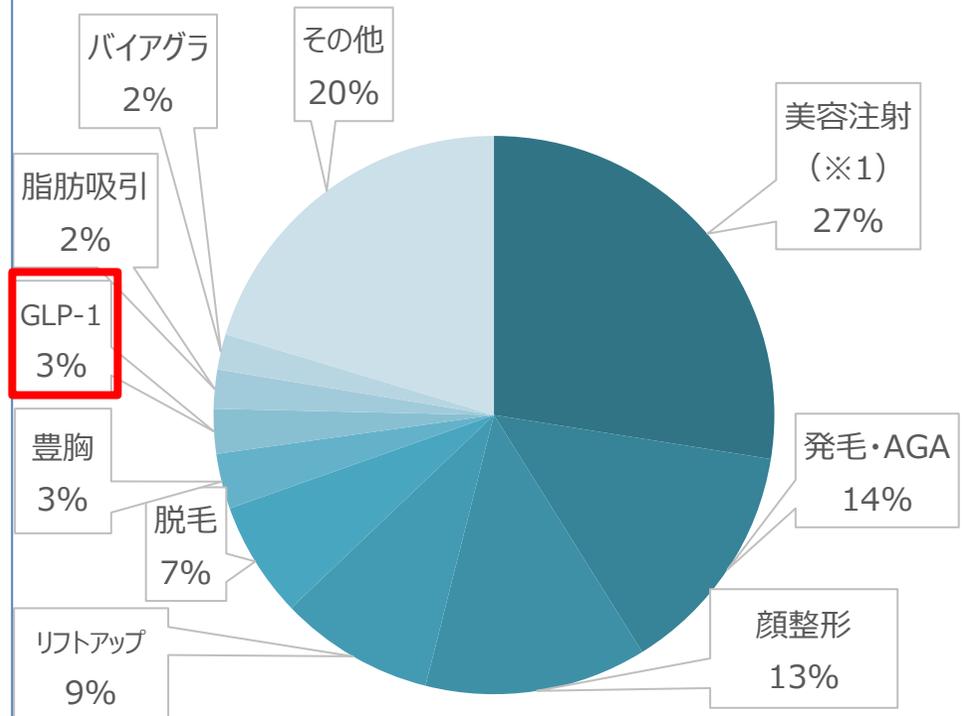
美容・歯科における傾向を次頁以降に示す

# 美容・歯科分野におけるキーワードレベルの傾向

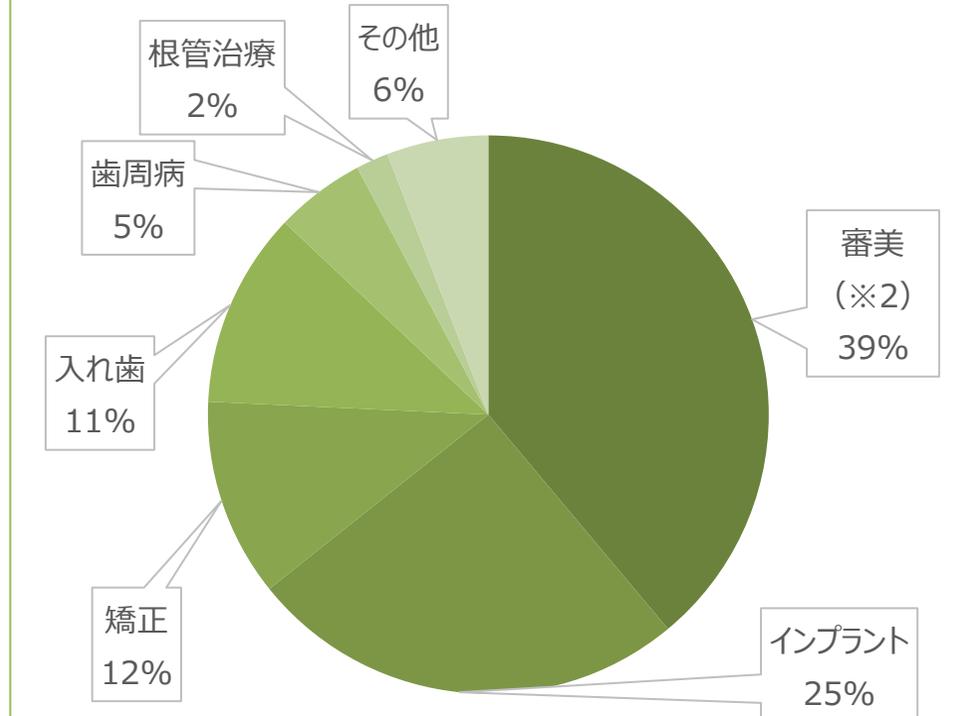
## ○美容・歯科において違反が多い内容（2022年3月31日時点）

- 美容・歯科それぞれにおいて、違反広告のキーワード別に集計したものを以下に示す。
- 美容は「美容注射」を筆頭に様々な違反が確認できている一方で、歯科は「審美」「インプラント」だけで約3分の2を占めていることがわかる。

### 【美容】治療内容別の違反割合



### 【歯科】治療内容別の違反割合



※1：美容注射は、ボトックス注射、ヒアルロン酸注射、プラセンタ注射等の美容を目的とする注射について、便宜的にまとめて集計している

※2：審美は、ホワイトニングやセラミック等、医療機関によって提供される医療の内容は異なるが、審美というキーワードを用いて広告され、他に分類できないものを対象に集計している

# 美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセント

○医療法では、医師等に対して患者への説明と理解（インフォームド・コンセント）を求めており、GLP1ダイエット（※）を含む美容医療サービス等の自由診療については、患者が安全性や有効性について理解した上で受診することが重要。

※GLP1ダイエットとは、2型糖尿病治療薬等として承認されているGLP1受容体作動薬について、適用外で美容・痩身・ダイエット目的で使用すること。

（参考）医療法におけるインフォームド・コンセントの規定  
第一条の四（略）

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

○このため、「医療従事者」及び「患者・国民」の双方に対して、以下の取り組みを実施している。



## 医療従事者

特に留意すべき事項として、

- ・ 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、効果の程度には個人差がある旨を直接丁寧に説明しなければならないこと
- ・ 即日施術の強要は厳に慎まなければならないこと
- ・ 費用や解約条件について施術前に丁寧に説明しなければならないこと  
等を都道府県に対して通知し、その周知や遵守の徹底を依頼。

※平成25年9月27日付け医政局長通知「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」

## 患者・国民

インフォームド・コンセントの観点からのチェックシートを消費者庁と合同で作成し、患者から医療従事者等に理解できるまで追加の説明を求める等の対応を促している。

※平成28年9月15日付け事務連絡「「60歳以上の女性の美容医療トラブルが高額」化！－しわ取注射で1,300万円もの請求が...－」等

# 美容医療における医療安全向上への取り組み



## 美容医療を受ける前にもう一度

きちんと説明を受け理解したか、美容医療を受ける前に再チェック。説明を受けていなければ、医師に聞いてみましょう。

### Check 1 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できますか？

\*美容目的の自由診療で用いる薬や材料、機器などは、法律（医薬品医療機器等法）で承認などがされていない場合があります。そのため、あなたに使用される医薬品や医療機器等がどのようなものなのか、その安全性と有効性について自分でも説明できるくらいまで、医師の説明をしっかりと聞いて理解しましょう。

### Check 2 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得しましたか？

\*施術の効果だけでなく、施術に伴うリスク（副作用、合併症・後遺症の有無、発症確率、術中の痛みや苦痛など）についても説明を聞いて理解し、万が一のリスクを受け入れられるまで「効果とリスクのバランス」について納得できていますか。

\*また、当初期待したとおりの効果がない場合もあることを理解しておきましょう。

\*国内で承認されている医薬品の副作用で万が一健康被害があったとき、公的な救済制度（医薬品副作用被害救済制度）がありますが、原則として決められた用法・用量等に従って使用されていない場合は救済対象になりません。

### Check 3 ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましたか？

\*ほかの施術方法が存在する場合には、それぞれの効果・リスク・費用・保険適用の有無などを比較したほかの選択肢についても、理解できるまで説明を聞き、あなた自身で選択しましょう。医師の勧める施術方法が唯一の方法とは限りません。

### Check 4 その美容医療は「今すぐ」必要？ 最後にもう一度、確認しましょう。

\*美容目的の施術は、多くの場合緊急性がありません。「今契約すれば安くなる」などの勧誘に十分気を付けましょう。契約に関わるトラブルが多く報告されています。今すぐ必要ですか？もう一度、あなた自身の気持ちを確認してください。

### 4つの✓は入りましたか？

- ▶ 4つ全てにチェックが入らなかった場合や、ほかに心配なことがある場合、希望していない施術を勧められた場合などは、改めて医師から十分な説明を受けた上で、もう一度、よく考えてから施術を受けるか決めましょう。
- ▶ もしも美容医療の施術を受けてトラブルが起こってしまった場合、迷わず、すぐに相談できるよう、裏面の「相談窓口」を確認しておきましょう。

### 参考にしてください ～美容医療に関する新情報～

- (1) 日本糖尿病学会が糖尿病治療薬の適応外使用に関する見解を公表しました！  
(日本糖尿病学会見解より抜粋)  
2型糖尿病治療薬として承認されたGLP-1受容体作動薬は存在せず、美容・痩身・ダイエット等を目的とする適応外使用に関して、2型糖尿病を有さない日本人における安全性と有効性は確認されていません。  
令和2年7月9日 一般社団法人日本糖尿病学会 [http://www.jds.or.jp/modules/important/index.php?content\\_id=191](http://www.jds.or.jp/modules/important/index.php?content_id=191)
- (2) 国民生活センターが糖尿病治療薬を痩身目的で適応外使用し、消費者に自己注射させるケースの注意喚起を行っています！  
(国民生活センター報道発表資料より作成)  
2型糖尿病治療薬として承認されているGLP-1受容体作動薬を痩身目的で適応外使用し、消費者に自己注射させるケースがみられます。そこで、消費者トラブル未然防止のため、相相談事例や問題点を紹介するとともに、消費者への注意喚起を行っています。  
令和2年9月3日 (独)国民生活センター [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200903\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200903_1.html)
- (3) 女性のみならず男性にも、美容に関する相談は上位にみられます！  
若者の商品・サービス別上位相談件数（2019年） ※令和2年版消費者白書より引用

男性					女性				
15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
件数	8,789	15,977	15,962	15,962	件数	8,238	20,779	17,919	17,919
1 脱毛剤	1,406	1,073	1,510	1,510	1  他健康食品	1,615	1,183	1,660	1,660
2 オンラインゲーム	553	1,002	855	855	2  健康食品	392	1,153	926	926
3 化粧品その他	361	916	753	753	3  商品一般	320	1,102	728	728
4 アダルト情報サイト	360	874	550	550	4  他デジタルコンテンツ	287	875	581	581
5 商品一般	347	774	509	509	5  健康食品・全総	274	875	488	488
6 他デジタルコンテンツ	310	683	372	372	6  コンサート	270	811	445	445
7 他健康食品	246	678	354	354	7  アダルト情報サイト	256	710	426	426
8 出会い系サイト	227	643	344	344	8  デジタルコンテンツ全総	255	520	379	379
9 デジタルコンテンツ全総	204	587	338	338	9  脱毛剤	184	395	371	371
10 化粧品	184	582	320	320	10  健康食品	160	366	324	324

黄色：デジタルコンテンツ 黄緑色：一人暮らしがきっかけとなり増えるもの (備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報 (2020年3月31日までの登録分)  
緑色：借金に関するもの 赤色：自動車に関するもの ピンク色：美容に関するもの 2. 品目は商品キーワード (小分類)

## 困ったら迷わず相談しましょう ～相談窓口のご紹介～

**医療安全** 医療に関する苦情・心配などのご相談はこちら

**医療安全支援センター**

※医療安全支援センター総合支援事業ホームページに、全国の医療安全支援センターの連絡先が掲載されています。

**契約・トラブル** 契約内容や解約条件、被害に遭った場合の対応など、契約に関するトラブル、その他困ったときのご相談はこちら

**消費者ホットライン「188(いやや!)」番**

※お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン

- 参考** 法・制度、事故情報について詳しく知りたい場合はこちら
- ◆ 医薬品医療機器等法 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045726.html>
  - ◆ 医薬品副作用被害救済制度 [http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/index.html](http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)
  - ◆ 医療法における病院等の広告規制について [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokukukisei/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokukukisei/)
  - ◆ 事故情報データベース (消費生活センター等関係機関から寄せられた事故情報が閲覧できます) [http://www.jikojocho.go.jp/ai\\_national/](http://www.jikojocho.go.jp/ai_national/)

